

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は49万円、18年6月21日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月21日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は49万円、18年6月21日は60万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間において、同社から賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成3年4月1日から22年9月1日までの期間のうち、3年9月から4年7月までを10万4,000円、5年9月から6年8月までを12万6,000円、同年9月及び同年10月を14万2,000円、7年9月を13万4,000円、9年2月から同年8月までを15万円、同年9月から12年4月までを17万円、同年5月から15年3月までを20万円、同年4月を24万円、同年5月を26万円、同年6月を24万円、同年7月を26万円、同年8月から同年11月までを24万円、同年12月及び16年1月を26万円、同年2月から同年5月までを22万円、同年6月から同年8月までを26万円、同年9月から17年8月までを24万円、同年9月を22万円、同年10月を24万円、同年11月を22万円、18年1月から同年5月までを24万円、同年6月及び同年7月を22万円、同年8月から19年8月までを24万円、同年9月から22年8月までを22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年9月1日から同年12月1日までの期間については、事後訂正の結果26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の標準報酬月額とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年12月1日から23年2月1日までの期間については、事後訂正の結果26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の標準報酬月額とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 1 日まで

私が A 社に勤務した期間の標準報酬月額を確認したところ、国の記録では、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが分かったので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成 22 年 9 月から 23 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額の記録は事後訂正されたが、年金給付の計算の基礎となるのは訂正前の標準報酬月額とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 3 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 3 年 4 月 1 日から 22 年 12 月 1 日までの期間については、本件申立日（平成 25 年 1 月 8 日。以下同じ。）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年 12 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人の平成 3 年 4 月 1 日から 22 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の申立てについては、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成3年から22年まで（平成19年を除く。）のうち、申立人が所持する給与明細書及び申立人が確定申告の際に作成した所得税源泉徴収簿並びに平成19年分の所得税の確定申告書により、確認又は算出した報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成3年9月から4年7月までは10万4,000円、5年9月から6年8月までは12万6,000円、同年9月及び同年10月は14万2,000円、7年9月は13万4,000円、9年2月から同年8月までは15万円、同年9月から12年4月までは17万円、同年5月から15年3月までは20万円、同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月から同年11月までは24万円、同年12月及び16年1月は26万円、同年2月から同年5月までは22万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは24万円、同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月は22万円、18年1月から同年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月から19年8月までは24万円、同年9月から22年8月までは22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成22年9月1日から同年12月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、当初、20万円と記録されていたものが、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の25年3月11日に標準報酬月額の記録が26万円に訂正されたことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額とされている。

しかし、当該期間については、申立人が所持する給与明細書により、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の資料を保管していないため不明としているが、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保

除料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成3年4月から同年8月までの期間、4年8月から5年8月までの期間、6年11月から7年8月までの期間、同年10月から9年1月までの期間及び17年12月については、申立人が所持する給与明細書又は前述の所得税源泉徴収簿によると、当該期間において、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額はオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年12月1日から23年2月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、当初、20万円と記録されていたものが、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の25年3月11日に標準報酬月額の記録が26万円に訂正されたことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額とされている。しかし、申立人の所持する当該期間に係る給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主から申立人に対し支払われていたことが確認できる。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

九州（福岡）厚生年金 事案 4771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社B事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事記録及び同社の回答並びに申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録から昭和45年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月頃から 53 年 10 月 1 日まで
私は、A事業所にB職等の担当として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した人事記録及び人事異動通知書により、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月 3 日から 53 年 3 月 31 日までの期間及び同年 4 月 2 日から同年 9 月 30 日までの期間において、同事業所に賃金職員のB職として勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出したA事業所が平成 20 年*月*日付けで発行した在職証明書には、「自昭和 52 年 8 月 3 日至昭和 53 年 9 月 30 日賃金職員（社会保険）」と記載されている。

しかしながら、当該在職証明書に「社会保険」と記載されていることについて、A事業所は、申立人が賃金職員であった期間に社会保険に加入させていたことを裏付けるような資料は見当たらない上、同事業所が賃金職員を社会保険に加入させる取扱いとなったのは昭和 54 年 8 月からであったにもかかわらず、当該在職証明書を発行した時点においては賃金職員を社会保険に加入させる取扱いとなっていたことから、当該在職証明書により証明した在職期間においても同様の取扱いをしていたものと思い込んで記載してしまったものとみられる旨回答している。

また、昭和 50 年代にA事業所に勤務した複数の同僚は、54 年頃に同事業所において労働組合が結成され、労使間の団体交渉が行われた結果によって賃金職員を厚生年金保険に加入させる取扱いとなった旨供述しているところ、

適用事業所名簿によると、同事業所は、申立期間より後の 54 年 8 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 8 月 1 日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の中で、同日より前から勤務していたとする同僚が所持する 54 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料額からは、給与から同年 8 月より前の期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえない。

加えて、申立期間において申立人と同様に賃金職員として勤務した複数の同僚及び A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 8 月 1 日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた旨の供述が得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。